

不利益処分の内容	被保険者に対する不正利得の徴収		
根拠法令及び条項	介護保険法第 22 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた被保険者に対して、法第 22 条第 1 項の規定に基づき給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。その具体的な判断は、徴収の価額は個々のケースごとに、偽り又は不正と知りながら請求し、かつ、受給した場合に、その事実が判明し確認したときに、その経緯、悪意の程度及びその他の情状を総合的に判断して行うこととする。			

不利益処分の内容	医師等に対する連帯納付命令		
根拠法令及び条項	介護保険法第 22 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 医師又は歯科医師が虚偽の診断書を記載したことによって保険給付が行われた場合は、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、給付の価額の全部又は一部について保険給付を受けた者と連帯して納付することを命ずることができる。その具体的な判断は、徴収金の額の決定は個々のケースごとに、その事実が判明し確認したときに、その経緯、悪意の程度及びその他の情状を総合的に判断して行うこととする。			

福祉 2 - 3

不利益処分の内容	指定居宅サービス事業者等に対する返還命令		
根拠法令及び条項	介護保険法第 22 条第 3 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>指定居宅サービス事業者等が、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けるべき被保険者に代わって受け取ることができる支払いを受けた場合に対する返還命令及び追徴金の賦課は、法第 22 条第 3 項の規定に基づきその支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することができる。その具体的判断は、追徴金の賦課は個々のケースごとに、その事実が判明し確認したときに、その経緯、悪意の程度及びその他の情状を総合的に判断して行うこととする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 25 年 2 月 28 日</p>			

福祉 2 - 4

不利益処分の内容	要介護認定の取消し		
根拠法令及び条項	介護保険法第 31 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>要介護認定の取消しは、法第 31 条第 1 項各号に該当する場合に行うが、同条第 2 項により準用する法第 27 条第 7 項前段の規定に基づき、認定審査会の審査及び判定の結果により要介護認定の取消しを行うため、処分基準は設定しない。</p>			

不利益処分の内容	要支援認定の取消し		
根拠法令及び条項	介護保険法第 34 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 要支援認定の取消しは、法第 34 条第 1 項各号に該当する場合に行うが、同条第 2 項により準用する法第 32 条第 6 項前段の規定に基づき、認定審査会の審査及び判定の結果により要支援認定の取消しを行うため、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	故意又は重大な過失の場合等の給付制限		
根拠法令及び条項	介護保険法第 64 条		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 故意又は重大な過失の場合等の給付制限は、法第 64 条に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 法第 64 条中「自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失」とは、保険事故の際の通常一般に用いる免責要件に該当すると判断される場合であり、この場合においては、給付の全部を行わないこととする。			
2 法第 64 条中「介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないこと」とは、医師の指示事項及びサービス提供事業者の安全確保上の指示又は工事施工上の注意等に対し、故意又は正当な理由なしに従わない場合であり、給付制限の程度は個々のケースごとに、その経緯、故意又は悪意の程度及びその他の情状を総合的に判断して行うこととする。			

不利益処分の内容	文書の提出等拒否の給付制限		
根拠法令及び条項	介護保険法第 65 条		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 文書の提出等を拒否した場合の給付制限は、法第 65 条に該当するときに行うが、給付制限の程度は個々のケースごとに、その経緯、故意又は悪意の程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。			

不利益処分の内容	保険料滞納者に係る支払方法の変更		
根拠法令及び条項	介護保険法第 66 条		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 保険料滞納者に係る支払方法の変更の決定は、法第 66 条の規定により保険料の納期限の翌日から 1 年間に経過するまでに保険料を納付しない要介護被保険者等を対象として行うが、その判断は、当該要介護被保険者等が同条第 1 項に規定する法令に定める医療に関する給付を受けることができる場合又は滞納の理由に災害その他の政令で定める特別の事情が認められる場合を除き、同条の規定に従って行う。 具体的にはその判断基準は以下のとおりである。			
1 被保険者証への支払方法変更の記載 被保険者証への支払方法変更の記載は、原則として法施行規則第 101 条第 1 項の規定により要介護認定の結果を被保険者証に記載する際に行うが、滞納期間が確実に 1 年を超えていると認められる場合は、同条第 2 項の規定により随時に被保険者証の提出を求め、支払方法変更の記載を行うものとする。			
2 被保険者証からの支払方法変更の記載の消除 法第 66 条第 3 項に規定する「滞納額の著しい減少」とは、次に掲げる場合とする。			
(1) 概ね滞納額の半減以上の滞納額の減少 (2) 滞納額の全てが記載された分割納付誓約書が提出され、滞納額が概ね 1 年以内に納付されることが確実に見込まれるとき			
3 保険給付の償還払い化 被保険者証への支払方法変更の記載を行った要介護被保険者等については、法第 66 条第 4 項の規定により保険給付を償還払いの取扱とする。			
変更日 令和 6 年 6 月 13 日			

不利益処分の内容	保険給付の支払の一時差止及び滞納保険料の控除		
根拠法令及び条項	介護保険法第 67 条		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 保険給付の支払の一時差止めは、法第 67 条に規定する保険料の納期限の翌日から 1 年 6 月間が経過してもなお保険料を納付しない要介護被保険者等を対象として行うが、その判断は、当該要介護被保険者等が省令に定める医療に関する給付を受けることができる場合又は滞納の理由に同条第 1 項に規定する災害その他の政令で定める特別の事情が認められる場合を除き、同条の規定に従って行う。 具体的にはその判断基準は以下のとおりである。 1 保険給付の支払の一時差止 滞納期間が 1 年 6 月間を経過した場合は、法第 67 条第 1 項の規定に基づき、保険給付費から滞納保険料相当額を一時差止めするものとする。 2 滞納保険料の控除 一時差止めした日から 1 か月を経過してもなお、納付しない場合は、同条第 3 項の規定に基づき、一時差止めを行った保険給付費から滞納保険料額相当額を控除するものとする。			

不利益処分の内容	2号保険料を滞納している者に対する保険給付の一時差止		
根拠法令及び条項	介護保険法第 68 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 2号保険料を滞納している者に対する保険給付の一時差止は、法第 68 条第 1 項に該当するときに行うが、その具体的な判断は、医療保険者からの通知等で滞納を確認したときに、滞納の理由に災害その他の政令で定める特別の事情が認められる場合を除き、法令の規定に基づいて行うので処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	保険料滞納者に係る保険給付の減額		
根拠法令及び条項	介護保険法第 69 条		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由 保険料滞納者に係る保険給付の減額の決定は、法第 69 条の規定により保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間を有する要介護被保険者等を対象として行うが、その判断は、要介護認定時に時効中断期間を除いて 2 年を経過した滞納の有無を確認したときに、省令に定める医療に関する給付を受けることができる場合又は滞納の理由に同条第 1 項に規定する災害その他の政令で定める特別の事情が認められる場合を除き、政令で定める期間について法令の規定に基づいて行うので処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	保険料の徴収		
根拠法令及び条項	介護保険法第 129 条		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 保険料の徴収については、法第 129 条に規定されているが、具体的には次の条項等により行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 法第 130 条から第 136 条までによる。 2 法施行令第 38 条第 1 項による。 3 法施行規則第 141 条から第 143 条までによる。 4 条例第 2 条から第 10 条までによる。 			

不利益処分の内容	在宅サービスの提供に係る措置解除		
根拠法令及び条項	老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 法第 10 条の 4 第 1 項に規定する対象者に該当しなくなった場合			
2 措置に係る者からの解除の申出があった場合			
変更日 平成 12 年 4 月 1 日 変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

不利益処分の内容	日常生活用具の給付等の措置の解除（貸与の場合に限る。）		
根拠法令及び条項	老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日			
処分基準を設定しない理由			
本市では、日常生活用具の給付等事業は実施しておらず、当面実施する計画もないため、処分基準は設定しないものとする。			
変更日 平成 7 年 6 月 14 日 変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

不利益処分の内容	特別養護老人ホーム等への入所措置の解除		
根拠法令及び条項	老人福祉法第 11 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>1 「老人ホームへの入所措置等の指針について（平成 18 年 3 月 31 日付け老発第 0331028 号厚生労働省老健局長通知）」別添「老人ホームへの入所措置等の指針」の第 7 の 3 に該当する場合</p> <p>2 措置に係る者から解除の申出があった場合</p>			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

不利益処分の内容	入所措置費用の徴収		
根拠法令及び条項	老人福祉法第 28 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市社会福祉施設入所等措置費徴収規則第 3 条の規定による。			

不利益処分の内容	補助金等の返還命令		
根拠法令及び条項	社会福祉法第 58 条第 3 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 法第 58 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する措置に従わなかった場合			
2 鳥取市社会福祉法人の助成に関する条例第 3 条第 2 項の規定に該当する場合			